

—— 特集 ——

第217回国会重要法律解説——成立法律の概要と実務への影響

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（早期事業再生法）の概要

経済産業省経済産業政策局産業組織課課長補佐
平田卓也 Takuya Hirata

経済産業省経済産業政策局産業組織課係長
小柳一也 Kazuya Koyanagi

経済産業省経済産業政策局産業組織課課長補佐・弁護士
山口みどり Midori Yamaguchi

I はじめに

2025年6月6日、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」（通称「早期事業再生法」。以下「本法」という。）が成立し、同月13日に公布された（令和7年法律第67号）。本法は、附則の一部を除き、公布日から起算して1年6か月を超えない範囲内、すなわち2026年12月中旬までに施行されることとなる。今後、本法の施行に向けて、政令、経済産業省令、最高裁判所規則の策定等が進められる予定である。

本法は、倒産前の状態（経済的に窮境に陥るおそれのある段階）の事業者について、公平中立的な第三者機関と裁判所が関与して手続の透明性・公正性の両方を担保しつつ、直接の商取引に影響しない金融債務の整理を迅速に行うことで、早期での事業再生を円滑に行うことができる制度（以下「本制度」という。）を創設する法律である。

以下、本法制定の経緯や背景に触れつつ、本法の概要を紹介する。特に断りのない限り、本

記事で引用する法令の条番号は、本法の条番号である。なお、本稿中意見にわたる部分は、執筆者らの個人的見解である。

II 早期事業再生法の制定に至る経緯

成長戦略実行計画(2021年6月18日閣議決定)において、「私的整理による事業再生を円滑化するため、債権者保護に配慮しつつ、私的整理の利便性の拡大に向けた法制面の検討を図る。」と記され、事業再生の環境整備が政府全体として検討を要する課題として位置付けられた。

また、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2022年6月7日閣議決定）においても、「コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。」とされた¹。これを受けて、2022年10月から11月にかけて3回にわたり、内閣官房新しい資本主義実現本部事務局を事務局として、新しい資本主義実現会議の下に、法学者、実務家や産業界の有識者からなる「新たな事業再構

1 その後、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版（2023年6月16日閣議決定）においても、「全ての貸し手の同意を必要とせず、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制を整備すべきであり、法案を早期に国会に提出する。」とされた。また、デフレ完全脱却のための総合経済対策（2023年11月2日閣議決定）においても、「全ての金融債権者の同意を必要とせず、多数決による金融債務の減額を可能にする事業再構築法案を早期に国会に提出する。」とされた。さらに、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（2024年6月21日閣議決定）においても、「多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出を目指す。」とされた。